

仕 様 書

1. 業務名

久御山町第5次障害者基本計画策定業務

2. 業務期間

契約締結日～令和9年3月31日

3. 業務の目的

本業務は、久御山町における障がいのある人の現状を把握し、各関連施策の検証を行い、障がいのある人の自立を支援し、身近な地域で必要なサービスを受けながら、安心して暮らすことができるよう、今後のサービス基盤の整備を計画的に進めるための「久御山町第5次障害者基本計画」を策定することを目的とする。

4. 業務内容

久御山町の福祉力向上のため、受託者は久御山町第4期地域福祉計画・第5期地域福祉活動計画、久御山町第11次高齢者保健福祉計画、久御山町こども計画の分析を行い、整合性を図りながら策定すること。

(1) 障がい者アンケート調査（障がい者：児（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）への意向調査等による分析

【調査の対象者】

・身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、約1,500通。

・アンケートは1種類で行う。

① 調査票の設計確認、調査票用紙及び封筒の手配

（対象者の抽出、宛名シールの作成、封筒への貼付作業及び発送・回収は本町が行う。

また、発送・返送に係る送料は受託者の負担とする。）

② 回収票のデータ入力

③ データの集計・分析

④ 調査資料の作成、とりまとめ

(2) 障がい者を取り巻く現状と課題の把握・分析支援

① 上位・関連計画の把握

② 久御山町の地域特性の把握

③ 現行計画の評価・検証

④ 地域ニーズ等のまとめ

(3) 計画骨子案の作成支援

① 障がい者を取り巻く現況と課題

② 計画の基本方向（理念、目標、施策体系、重点的取り組み）

(4) 計画素案の作成支援

(5) パブリックコメントの実施支援

(6) 計画全体としてのとりまとめと印刷製本

(7) 策定委員会の運営支援（4回程度）

策定委員会の運営を円滑に行うため、資料の作成及び会議録要約版の作成等を行う。

(8) 法令改正による計画との整合性の確保

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律を中心に福祉関係法令と本計画内容の整合性を図ることを目的として、今後、福祉関連法令が改正される都度、その改正箇所が引用されている当町の例規（条例・規則・要綱）の条項を指摘すること。

※法令については官報を参照すること。

※本町の例規については、本町のホームページを参照すること。

※施行規則等も含むものとする。

※福祉関係法令すべてを対象とする。

(9) 福祉施策に係る先進事例の提供

障害者・障害児施策を検討する際の資料とするため、全国都市の特色ある施策の事例提供を行う。事例提供内容は類似団体等の比較検討を実施するため、当該団体の人口などの基本情報はもとより、施策の事業期間・担当部局名をはじめ、目的・特色・関係条例名などの先進事例を50件以上冊子にまとめて提供すること。

本事例集の作成にあたっては、受託者が既に自ら収集・編集している先進事例等を基礎資料とし、それらを再編纂・整理のうえに取りまとめるものとする。

成果品は冊子として納品し、第1回の策定委員会で参考資料として提示するため、同委員会の1週間前までに納品すること。

5. 成 果 品

(1) 先進事例冊子

A4判・約20頁・1色刷・簡易製本3部

(2) 調査結果報告資料

A4判・約80頁・1色刷・簡易製本3部

(3) 計画書本編

A4判・200部・約80頁・1色刷・表紙レザック

(4) 計画書概要版

A4判・1,000部・8頁・フルカラー

(5) 法令改正引用例規一覧表 1部

(6) その他関係資料データ（ワード、PDF）

6. その他

(1) 仕様書記載の業務は適切に履行できるものとし、成果品を確実に納品すること。

(2) 業務の不履行及び成果品が納品できない場合、指名停止を行い、公開することもあり得る。

(3) 仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、本町と本業務の受託者は必要に応じ協議して定めるものとする。